

南陽市上水道事業「水安全計画」の概要

令和2年3月策定

策定の目的

南陽市上下水道課では、平成21年3月に南陽市水道ビジョンを策定し、「安全性の確保を第一に、お客様ニーズを把握し、一歩先行くサービスの提供を目指すとともに、効率的経営による料金の低廉化の方策を検討しながら、課題に取り組む」ことを基本理念に掲げ、各種施策に取り組んでまいりました。

その後、水道を取り巻く環境が大きく変化してきたことから、平成31年3月に新水道ビジョンを策定し、水質基準に適合した水が、必要な量、いつでも、どこでも、誰でも、合理的な対価をもって、安心して利用可能であり続ける水道を実現するため、「持続」「安全」「強靱」に関する具体的な理想像を掲げ安全でおいしい水の供給に努めております。

しかしながら、今なお、水道水へのさまざまなリスクが存在し、水質汚染事故や異臭味被害の発生も見られ、安心しておいしく飲める水道水を安定的に供給していくためには、水源から給水栓に至る統合的な水質管理の徹底が必要になっています。

このような状況の中、南陽市では世界保健機関（WHO）が提唱する食品製造分野で確立されているHACCPの考え方を導入した「水安全計画」(Water Safety Plan;WSP)を策定することとしました。

「南陽市水安全計画」では水源から給水栓に至る各段階で危害評価と危害管理を行い、安全な水の供給を確実にする水道システムを構築し、安全で安心な水道水の供給に努めてまいります。

水安全計画とは

「水安全計画」(Water Safety Plan;WSP)とは、食品業界で用いられている※HACCP(Hazard Analysis and Critical Control)手法による管理方法を導入したものです。

WHO(世界保健機関)では、食品製造分野で確立されているHACCPの考え方を導入し、水源から給水栓に至る各段階で危害評価と危害管理を行い、安全な水の供給を確実にする「水安全計画」(Water Safety Plan;WSP)を提唱しています。

厚生労働省においても、この水安全計画の策定を各水道事業者に対し推奨しております。

※HACCPとは
Hazard Analysis and Critical Control Point(危害要因分析・重要管理点)の略称で、食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除却又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法

水道事業の現況

1) 水道事業の概要

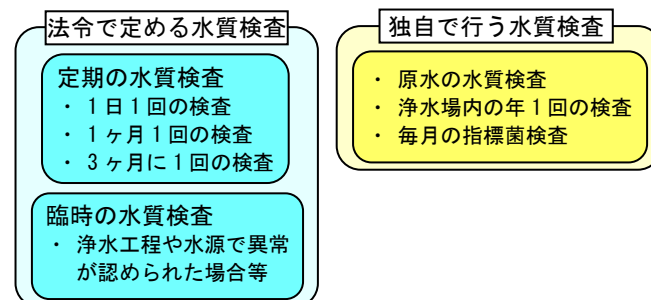
南陽市の水道は、町村合併後の昭和46年に給水を開始した上水道と、市内小滝地区で昭和48年より給水を開始した簡易水道の2つの施設があります。(小滝簡易水道は平成28年3月より上水道事業に経営統合しております。)現在は、旧上水道を宮内配水池系、旧簡易水道を小滝浄水系として一つの上水道事業として経営しております。また、それぞれの水源は、宮内配水池系が100%県水(県営置賜広域水道)を受水し、小滝浄水系は小滝地内の虚空蔵山麓の表流水を水源としております。

2) 水道管理の現状

宮内配水池系・小滝浄水系では水道法で検査が義務付けられている水質検査基準51項目について、水質環境に応じた検査回数で適切に検査を実施しております。併せて、毎日検査(残留塩素、色、濁り、臭味の4項目)を実施しております。

○宮内配水池系:市内管末6箇所

○小滝浄水系:管末1箇所



宮内配水池系

県水を受水しており水質検査の一連の管理は笹野浄水場で行っており、宮内配水池では配水される水道水の残留塩素を24時間自動監視しております。

小滝浄水系

表流水を水源としており、水質管理上注意が必要であることから、指標菌検査(毎月)、水質検査基準40項目(年1回)の検査を実施しております。合わせて、「水道水におけるクリプトスピリジウム等対策指針」に基づきクリプトスピリジウム検査も実施しております。また、小滝浄水場では原水濁度、浄水の残留塩素、濁度を24時間自動監視しております。

水安全計画の概要

1) 水安全計画の目的

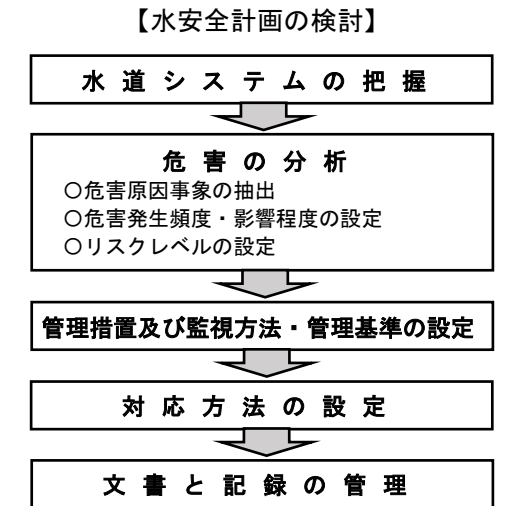
水安全計画は、水源から給水栓に至る水道システムに存在する危害を抽出・特定し、それらを継続的に監視・制御することにより、常に信頼性(安全性)の高い水道水を確実に供給するシステムづくりを目指します。

2) 期待される効果

- ①安全性の向上 ②維持管理の向上・効率化 ③技術の継承
- ④安全性の説明責任(アカウントビリティ) ⑤一元管理
- ⑥関係者の連携強化

3) それぞれの水安全計画

南陽市は県水受水の宮内配水池系、と表流水を水源とする小滝浄水系があり、それぞれの水源、浄水処理となっていることから、2つの水系に則した水安全計画の検討を行い、水系毎に水安全計画を策定しております。



水安全計画の運用

1) レビュー

水安全計画の妥当性確認と実施状況のレビュー(再調査・再検討)は、水安全計画が安全な水を供給する上で妥当なものであるかの確認はもとより、水道事業者が計画に従って常に安全な水を供給してきたことを立証するために重要であります。

レビューは、水道施設が経年的に劣化することや、水道水の安全性を向上させる上で有用な新技術が開発された場合等も念頭に置き、水質検査計画策定に合わせて原則毎年度末、定期的を実施します。

また、水道施設の変更を行った場合や、水安全計画のとおり管理したにもかかわらず水道の機能に不具合が生じた場合等には、臨時のレビューを実施します。

レビューにあたる構成メンバーは、「水安全計画策定・推進チーム」及び補助職員(水道技術管理者が指名)とします。

2) 見直し

定期及び臨時のレビュー結果に基づき、必要に応じて随時、水安全計画を改訂します。

